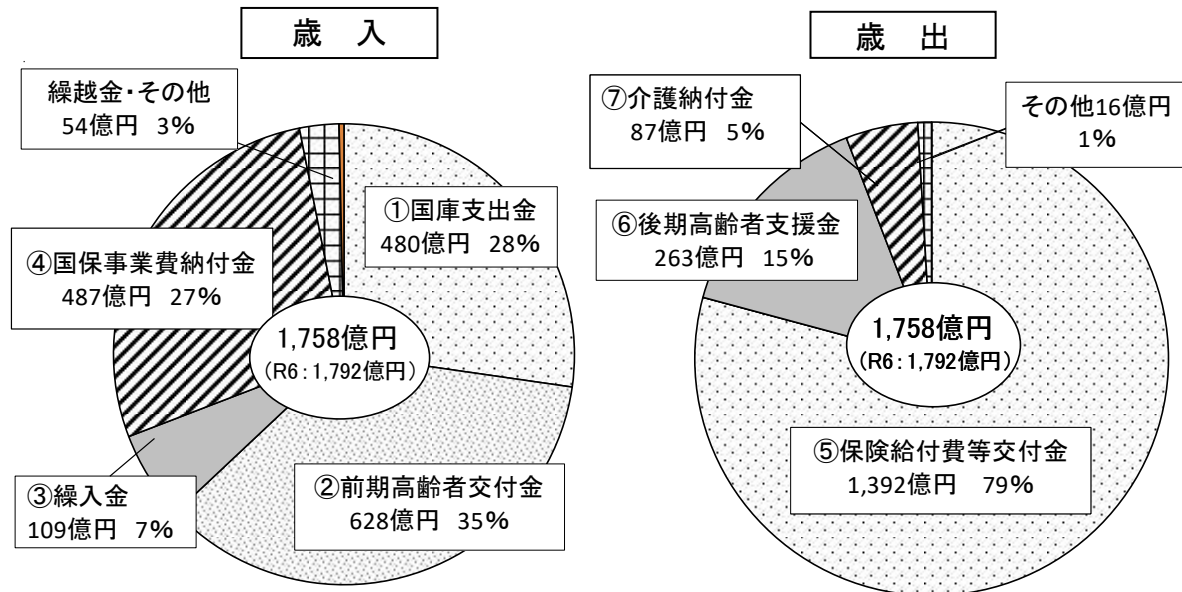


令和7年度長野県国民健康保険特別会計予算(案) 予定額

<国民健康保険特別会計の概要>

国民健康保険室

《歳入歳出の構成》



②前期高齢者交付金

65歳以上の被保険者加入割合に応じ交付される交付金

④国保事業費納付金の種類

医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分

⑤保険給付費等交付金の種類

【普通交付金】

市町村の保険給付費を全額交付

【特別交付金】

市町村の個別の事情に着目して交付

<参考：当初予算比較>

歳 入	金額(億円)		前年比	歳 出	金額(億円)		前年比
	R6	R7			R6	R7	
①国庫支出金	504	480	95.2%	⑤保険給付費等交付金	1,407	1,392	98.9%
②前期高齢者交付金	628	628	100.0%	⑥後期高齢者支援金	273	263	96.3%
③繰入金	115	109	94.8%	⑦介護納付金	90	87	96.7%
④国保事業費納付金	485	487	100.4%	その他	22	16	72.7%
繰越金	55	49	89.1%	-	-	-	-
その他	5	5	100.0%	-	-	-	-
合 計	1,792	1,758	98.1%	合 計	1,792	1,758	98.1%

《特別会計設置の目的》

都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の徴収や、保険給付に必要な費用の市町村への支払いを行うため、国保財政の収入と支出を管理する特別会計を設置する。

※ 国民健康保険法第10条に基づく設置

○ 国民健康保険特別会計のイメージ

